# 長野工業高等専門学校技術教育センター規則

最終改正 令和5年3月16日

# (趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織規則第 13条第2項の規定に基づき、本校技術教育センター(以下「センター」という。)の 組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、本校ものづくり教育及び研究活動の充実発展を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

## (業務)

- 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
  - 一 学生の工作実習に関すること。
  - 二 卒業研究、工学実験の支援に関すること。
  - 三 学生の課外活動の支援に関すること。
  - 四 実験実習装置等の製作に関すること。
  - 五 学生の資格取得支援及び安全に関すること。
  - 六 公開講座等学外者を対象とした技術教育に関すること。
  - 七 民間企業との共同研究,技術援助及び技術相談に関すること。
  - 八 施設整備及び機械器具等の使用、保守管理に関すること。
  - 九センターの予算に関すること。
  - 十 その他ものづくり教育に必要と認められること。

#### (組織)

- 第4条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。
  - ー センター長
  - 二 センター長が必要と認める職員
- 2 センター長は、本校教員の教授又は准教授の中から校長が指名する。
- 3 センター長は、校長の命を受け、センターの管理運営に関することを掌理する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後 任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項第二号に規定する職員は、本校教職員の中から、校長が指名する。
- 6 センターに副センター長を置くことができる。
- 7 副センター長は, 第1項第二号に規定する職員の中から, センター長が指名する。
- 8 副センター長は、センター長の命を受け、その業務を補佐する。その他の職員は、 第3条に規定する業務に従事する。

9 第1項第二号に規定する職員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

- 第5条 センター長は、会議を招集し、その議長となる。
- 2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した職員がその職務を代行する。

(職員以外の者の出席)

第6条 センター長は、必要あると認めたときは、第4条に規定する職員以外の者を 会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

- 第8条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経 なければならない。
- 2 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校技術教育センター規程(平成10年4月1日制定)及び長野工業高等専門学校技術教育センター運営委員会規程(平成10年4月1日制定) は廃止する。

附則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年7月4日 一部改正)

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月16日 一部改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。